

総合評価方式の実施方針について

呉市においては、平成17年4月の「公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）」の施行を受け、平成18年度から総合評価方式による入札実施について試行を行ってきました。

このたび、建設工事において、工事品質及び適正な施工の確保等について一層の向上を図るため、次のとおり一般競争入札における総合評価方式を本格的に実施することとし、今後の実施方針を定めました。

1 総合評価方式とは

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2を根拠法令として、入札価格と価格以外の評価を併せて行うことにより落札者を決定する入札方法です。

呉市における総合評価方式では、当該工事の技術的な工夫の余地や評価する内容により、次の四つの型式に区分しています。

○総合評価方式の型式区分

型式区分	特別簡易型	簡易型	標準型	高度技術提案型
技術的工夫の余地	小さい		大きい	
主な評価項目	<ul style="list-style-type: none"> 同種・類似工事の施工実績 配置予定技術者の能力 工事成績 地域の精通性等 	<ul style="list-style-type: none"> 簡易な施工計画 施工課題に関する提案 同種・類似工事の施工実績 配置予定技術者の能力 工事成績等 	<ul style="list-style-type: none"> 安全対策 交通や環境への配慮 工期の短縮 同種・類似工事の施工実績 配置予定技術者の能力等 	<ul style="list-style-type: none"> 工事目的物の強度、耐久性 環境に関する性能 ライフサイクルコスト 同種・類似工事の施工実績 配置予定技術者の能力等

2 総合評価方式の試行導入後の経緯

平成18年度から平成25年度までは「簡易型」により計26件の工事の入札で試行しました。また、平成26年度及び平成27年度では、「特別簡易型」で計27件の工事の入札で試行しています。

その結果、比較的小規模な工事については、「特別簡易型」で総合評価方式を実施することにより、発注者と受注者双方の入札事務手続の煩雑さを軽減し、落札者決定までの期間も短縮（簡易型 約40日→特別簡易型 約30日）され、また、優良な受注者が施工及び安全管理等を適正に行うことにより、工事成績評定も向上（平成26・27年度の平均点：価格競争69.1点→特別簡易型72.6点）するなど、一定の成果があったものと判断しています。

○総合評価方式の試行による落札件数

(単位：件)

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	計
土木工事	1	2	3	4	5	2	3	3	8	18	49
建築工事	0	0	0	0	1	1	1	0	1	0	4
計	1	2	3	4	6	3	4	3	9	18	53
型式区分	簡易型								特別簡易型		

3 総合評価方式の今後の実施方針

呉市が発注する工事は、実施設計により詳細な仕様が定められており、技術的な工夫の余地が小さい工事となっていることから、総合評価方式で一般競争入札を実施する場合は、特別簡易型又は簡易型で実施することを原則とし、その実施方針は以下のとおりです。

ただし、工事の内容から技術的な工夫の余地が大きいと判断できる工事については、標準型や高度技術提案型により実施することとします。

(1) 総合評価方式の実施基準

型式区分	設計金額	対象となる工事
特別簡易型	おおむね1,000万円以上1億円未満	工事品質の向上が期待でき、地域業者の保護・育成を図ることができる工事
簡易型	1億円以上6億円未満	工事品質の向上が期待できる工事
	6億円以上	全ての土木工事、建築工事

(2) 年間実施件数

(1)の対象となる工事のうち、毎年度20件から30件程度の工事を選定して実施します。

(3) 実施方針の適用日

平成28年10月1日以降に入札の公告をする工事から適用します。

(4) 適用日以降に実施が見込まれる対象工事

呉市営プール整備に係る建設工事、電気設備工事、給排水設備工事及び空調設備工事（各工事を分割して簡易型で実施）